

山梨県公報

号外第五十二号

平成二十一年

七月二十二日

水曜日

目次

- 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第三十号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の九(見出しを含む)中、「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改める。

第二十二條の十三第三号中、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。

第六十六号様式から第六十八号様式までの規定中、「種苗生産管理事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改める。

第七十一号様式の二から第七十一号様式の四までの規定中、「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

附則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一南別館、第二南別館、東別館、県民情報プラザ」を「東別館、西別館」に改める。

第十一条の表以外の部分を次のように改める。

庁舎(県庁舎の西別館を除く。)の出入口並びに正門及び西門の開閉の時刻は、山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号(第一条第一項各号に規定する日及び特別の場合を除き、次の表のとおりとする。

県庁舎の第一南別館 北出入口	午前八時	午後五時
県庁舎の第二南別館 南出入口	午前八時	午後五時
県庁舎の東別館 正面出入口	午前八時	午後五時
県庁舎の県民情報プラザ 北西出入口	午前八時三十分	午後九時
県庁舎の県民情報プラザ 南西出入口	午前八時三十分	午後九時
県庁舎の県民情報プラザ 南出入口	午前八時三十分	午後九時
県庁舎の県民情報プラザ 北二階出入口	午前八時	午後九時
県庁舎の県民会館 正面出入口	午前八時	午後五時
県庁舎の県民会館 北出入口	午前八時	午後五時

第十一条の表

四十五分					
四十五分					
四十五分					
後五時四十五分					
後五時四十五分					

を

県庁舎の東別館 正面出入口	午前八時	午
県庁舎の県民会館 正面出入口 北出入口	午前八時	午

に改める。

第十一条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。
 2 県庁舎の西別館の出入口の開閉の時刻は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び特別の場合を除き、次の表のとおりとする。

出入口等の別	開扉時刻	閉扉時刻
県庁舎の西別館 正面出入口	午前八時	午後五時四十五分

附則

この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則
 第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十三 農村地域新エネルギー活用推進事業

附則

この規則は、公布の日から施行する。